

## 福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準

修士の学位を受ける者は、福島学院大学大学院ディプロマ・ポリシーが求め  
る学力、能力、資質を満たすと認められ、必要な研究指導を受けた上で、修士論  
文の審査および試験に合格した者でなければならない。修士論文に係る評価基準  
は以下の通りである。

### 1. 基本要件

修士論文の要件は本学大学院規則第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条及  
び第 30 条に定める他、下記要件を満たすものでなければならない。

- (1) 修士論文は、心の問題の今日的な課題に対応できる、専門的な実践能力  
及び心理的支援に関わる臨床心理学領域に関するものであること。
- (2) 修士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害してはな  
らず、申請者は被対象者の倫理的配慮に努めなければならない。
- (3) 修士論文は、申請者自身の単著でありオリジナルなものでなければなら  
ない。

### 2. 論文の構成と評価の観点

修士論文は、専攻分野において一定程度の学術的価値を有するものであって、  
適切な論述により完結してものでなければならず、併せて、次の要件に十分留意  
しなければならない。

- (1) 課題意識、問題意識が明確であること。
- (2) テーマに関する理解が的確に成されていること。
- (3) 研究方法が妥当であり、目的沿った方法であること。
- (4) 文献や資料が十分に提示され、引用文献が適切に用いられていること。
- (5) 論文の形式を踏まえ、論理的で一貫性のある論述となっていること。(6)  
論証にたり得る十分な記述量になっていること。

### 3. 内容及び審査の観点と試験

提出された修士論文は審査委員主査1名（指導教員）、副査2名の計3名からなる審査会で、「2. 論文の構成と評価の観点」に基づき審査を行う。併せて修士論文の試験として、審査会において下記観点に添い修士論文の要旨の発表および審査委員による質疑に対する応答によって行う。

#### （1）修士論文に関する質疑応答が的確にできること

- ・専攻分野において一定程度の学術的価値（研究の意義や独自性）について。
- ・既存の研究あるいは既成の事実に、新たな発見や独創的な分析、解釈、提案等を行っているかについて。

#### （2）論文執筆に関する基礎的な知識があること

- ・先行研究を着実に踏まえて研究が行われているか。
- ・設定した課題と研究方法に従った資料等を的確に収集・処理しているか。
- ・論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられていること。

なお、審査会において指導事項が付された場合は、当該院生は修士論文を修正もしくは補充のうえ、定められた期日までに再提出しなければならない。